

○総務省告示第四百四十九号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって鶴岡市を設置する旨、山形県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣 麻生 太郎